

# 平成 27 年度 第 2 回甲斐市都市計画審議会の記録

## 1. 都市計画審議会の概要

日時：平成 27 年 9 月 14 日（月）午後 1 時 30 分～2 時 00 分

会場：竜王庁舎本館 3 階 大会議室

### □次 第

1. 開会
2. 職務代理者の指名
3. 会長あいさつ
4. 案件  
甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）  
の変更について
5. その他
6. 閉会

### □配布資料

1. 次第及び都市計画審議会委員名簿
2. 甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更について
3. 総括図（新旧対照表）
4. 釜無川流域下水関連甲斐公共下水道汚水一般平面図
5. 甲斐市都市計画総括図

### □出席者（○は出席）

\* 敬称略

#### 1号委員

- 山口 雅典
- 雨宮 正英
- ・大山 勲
- ・大沢 博光
- 中村 己喜雄
- 野口 賢司

#### 2号委員

- 赤澤 厚
- ・池神 哲子
- 長谷部 集

#### 3号委員

- 鈴木 洋一
- 間瀬 孝一
- 田中 陽子
- 赤澤 政子
- ・長坂 美津子

#### ◆事務局

- |        |           |       |
|--------|-----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長        | 飯室 崇  |
| ○都市計画課 | 都市計画課長    | 興石 春樹 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係長 | 箭本 太  |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係  | 志田さか江 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係  | 小林 智哉 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係  | 岡田 伸哉 |

#### ◆案件担当課

- |       |         |       |
|-------|---------|-------|
| ○下水道課 | 下水道課長   | 山田 洋  |
| ○下水道課 | 下水道総務係長 | 小松 利也 |
| ○下水道課 | 建設管理係長  | 芳賀 康貴 |

## 2. 発言要旨

### 1. 開会

### 2. 職務代理者の指名

- ・会長が欠席のため、事務局から職務代理者の報告を行う。

### 3. 会長あいさつ（職務代理者）

### 4. 案件

#### 甲府都市計画・韮崎都市計画（公共下水道）の変更について

##### （説明：下水道課長）

- ・本日審議していただく内容の前に、下水道事業の概要を説明させて頂く。
- ・本市の下水道事業は昭和61年に事業認可を受けて、平成5年に一部供用開始した。
- ・平成26年度末の整備状況は、処理区域面積、整備面積が1,187ha、そのうち平成26年度に整備した面積が31.52ha、全体計画の1,776haに対しての整備率は約67%となっている。

##### （説明：下水道課）

- ・甲斐市では公共下水道の認可変更を予定している。
- ・これに先立ち、都市計画の変更を要する箇所があるため、現在手続中である。
- ・資料1をご覧頂きたい。都市計画法第13条で「下水道計画は都市計画区域内においては都市計画決定する必要がある」としている。
- ・都市計画法第19条には都市計画は市の審議会の議を経て決定するものとある。
- ・公共下水道は認可取得以降、釜無川流域計画の変更と足並みを揃えるかたちで概ね5年毎に認可区域を追加してきた。
- ・平成26年度は平成27年度から31年度までの5ヵ年で実施を見込む箇所を検討し、定めた。
- ・このうち新たに都市計画決定を要す箇所がある。これは都市計画決定後の着手となる。
- ・次に、資料1の2都市計画決定(追加)面積ですが、旧竜王・敷島の属する甲府都市計画区域では69ha、旧双葉の属する韮崎都市計画区域15haを新たに追加する計画である。
- ・詳細については、2枚目の資料2と総括図を併せてご覧頂きたい。
- ・まず、甲府都市計画は表中IからSの11箇所のうち4箇所(I、J、M、O)は区域外接続になる。もともと下水道計画区域外だったが、近くまで下水道が布設されており、区域外接続という手続を経たうえで既に接続がされている箇所である。つまり区域外を区域内とするためだけの追加である。
- ・次に整備を予定している箇所はKとN(太字)の2箇所となる。残りはもともと全体計画に含まれているが、都市計画決定されていない箇所である。
- ・今回の都市計画の変更にあたり、全体計画区域のうち都市計画の未決定箇所は全て決定したいと考えた。将来の整備予定は未定だが、追加することとした。
- ・次の韮崎都市計画は、AからH(Bは欠番)の7箇所となる。既に区域外接続がなされていて、甲府都市計画と同じく区域外を区域内とするためだけの追加である。

- ・今回新たに都市計画決定する面積は84ha、多くが接続済みである。整備拡大する箇所はK、Nの2箇所となる。
- ・実際の整備は、既に都市計画決定されている区域と併せて行う。
- ・計画案は、都市計画法第17条に基づき、事前に縦覧機会を設けることとなっており、平成27年8月18日から31日までの14日間実施し、縦覧者、意見書の提出はなかった。
- ・告示は今月下旬の予定。

**(職務代理者)**

- ・何かご質問等ありますか。

**(委員)**

- ・地図をみると、住宅地が追加区域に入っているが、もともと区域を設定したときは住宅がなかったから、区域が設定されていなかったのか、それとも宅地化によって必要になってきたからなのか。

**(下水道課長)**

- ・K、N、P、Q、R、S（新旧対照図）は市街化調整区域である。市街化調整区域は従前都市計画決定の必要はないと考えていたので、都市計画決定を受けていない。
- ・今回都市計画の変更にあたり、県から都市計画決定が必要であると指導を受けた。

**(委員)**

- ・資料1下の進捗状況のところに、全体計画面積1,776.3haとある、今回追加すると新面積1,798.7ha、旧面積1,714.7haとあるが、数字の整合性を教えて頂きたい。

**(下水道課長)**

- ・旧面積の1,714.7haに追加面積84haを足すと1,798.7haの都市計画決定面積となる。84haの内訳は資料2のとおり。
- ・都市計画決定済面積の1,714.7haと平成26年度末の全体計画面積1,776.3haの差が61.6haある。その内1haは双葉農の駅のところで、都市計画区域外で都市計画決定が必要ない地域である。
- ・残り60.6haは、全体計画面積には含まれているが、都市計画決定がされていない面積である。

**(職務代理者)**

- ・全体計画面積は、今回の都市計画決定の変更を受けた面積ということでよいのか。
- ・従前の数字なのか。

**(下水道課長)**

- ・全体計画面積1,776.3haは従前の面積で、今回の都市計画決定を受けて、今後新たに全体計画面積1799.7haに変更する。

- ・新面積 1798.7ha と 1ha の差があるが、これは都市計画区域外の双葉農の駅のところである。
- ・従来ならば都市計画決定を受けて、全体計画面積を決定し認可となるが、今回は「全体計画面積には含まれているが、都市計画決定していない」という面積を追加した。

**(職務代理者)**

- ・都市計画決定(追加)面積の 84.0ha を、既決定の旧面積 1,714.7ha に足して、今回新たに都市計画決定する面積が 1,798.7ha という理解でよいか。

**(下水道課長)**

- ・そのとおり

**(職務代理者)**

- ・整備率 66.8%というのは、釜無川流域下水道の中では多いのか少ないのか。

**(下水道課長)**

- ・整備率は他市町村では公表されていない。
- ・他の言い方で普及率というのがあり、人口ベースで計算したもので、処理区域内人口と行政区域内人口の比較で 73%である。釜無川流域の平均が 63.8%なので、10%程進んでいる。

**(職務代理者)**

- ・ほかに質問等無ければ、審議案件については承認するといことよろしいか。  
(「異議なし」の声あり)

## 5. その他

**(事務局)**

次回都市計画審議会の開催予定について

- ・竜王中心拠点地区の事後評価を現在進めている。次回(年明け)内容説明と現地視察をしたいと考えている。

## 6. 閉会